第14回 医師の働き方改革に関する検討会 平成30年12月17日

資料 2 - 2

医療提供体制の現在の状況について

医療提供体制の現在の状況

(基本的な考え方)

□ 少子高齢化が進み、地域で求められる医療機能も変化を迎えている。「病院完結型」から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の体制構築が必要であり、その受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実させるとともに、地域における医師の確保を進めていく必要がある。

⇒参考資料P3~5

(地域医療構想)

- □ 医療機能(高度急性期/急性期/回復期/慢性期)の分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築することを目的として、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めるもの。2016年に全都道府県において策定済み。
- □ 現在、公立・公的医療機関等の医療機関ごとの具体的対応方針について、各地域の地域医療構想調整会議において合意形成を進めており、今年度中に完了予定。
- □ 地域医療の確保に配慮しつつ医師の働き方改革を進める観点からは、2025年に地域医療構想を実現し、最大限、 医療提供体制の効率化を図っておく必要があり、医師の働き方改革が2024年に実現するという前提で、地域医療構 想調整会議における議論を進め、具体的な医療機関の再編に着手していくことが求められる。

⇒参考資料 P 6 ~ 9

(医師偏在対策)

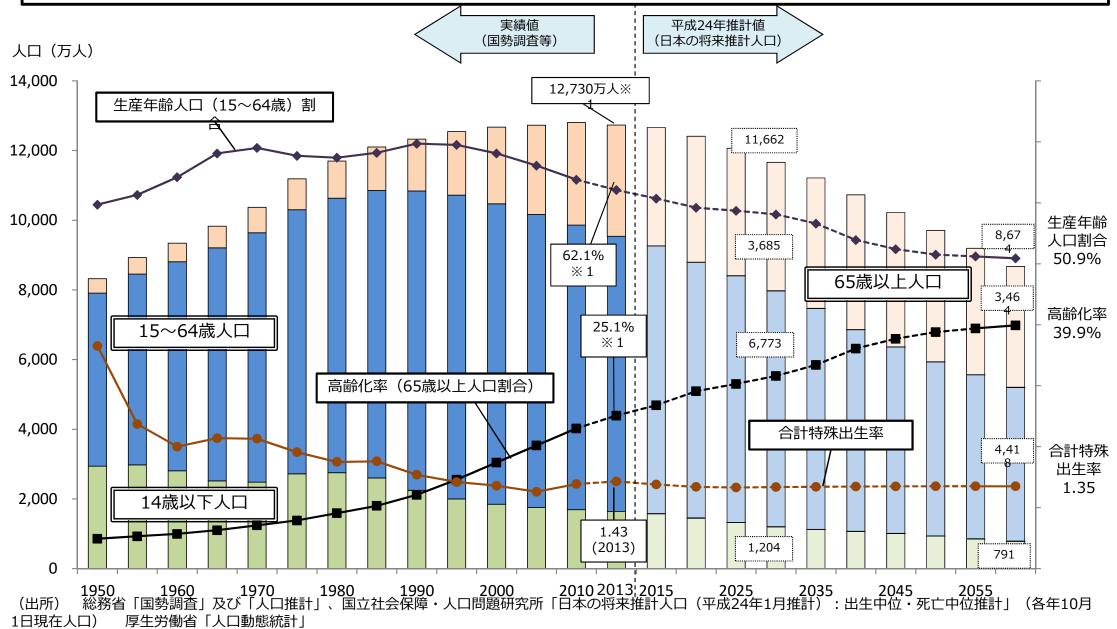
- □ 我が国の医師数は戦後一貫して増加しているが、地域間や診療科間の医師偏在は、今なお解消に至っていない。
- □ 地域で求められる医療提供体制を維持していくためには、地域医療構想の実現だけでなく、これと整合する形で、 地域ごとに医師を確保する必要がある。
- □ このため、本年7月に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」において、全国ベースで医師の多寡を客観的に評価可能な医師偏在指標を算出し、医師少数区域・多数区域を定め、地域枠増員などの具体的な施策を含む「医師確保計画」を都道府県が主体的に策定するなど、実効的な医師偏在対策を実施できる仕組みを整備した。
- □ 既に施行したもの、2019年4月施行のもの、2020年4月施行のものに順次着手し、医師の働き方改革の実現に当たり地域で十分な医師が確保できるよう、対応を進めていく。

→参考資料 P 10~16

(参考資料)

日本の人口の推移

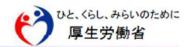
○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



出典:平成25年度 総務省「人口推計」

※ 1

社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえた各分野の方向性



子ども・子育て

- すべての子どもの成長を暖かく見守り、支えることのできる社会へ
- 子どもたちへの支援は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとし、 日本社会の未来につながる。社会保障制度改革の基本。未来への投資。
- 女性の活躍は成長戦略の中核。新制度とワーク・ライフ・バランスを車の両輪に。



医療•介護

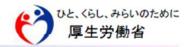
- 「病院完結型」から、地域全体で治し、支える「地域完結型」へ
- 受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実。川上から川下までのネットワーク化
- 地域ごとに、医療、介護、予防に加え、本人の意向と生活実態に合わせて切れ目なく 継続的に生活支援サービスや住まいも提供されるネットワーク(地域包括ケアシステム) の構築
- 国民の健康増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する必要



公的年金制度

- 2004年改革により対GDP比での年金給付は一定水準。現行の制度は破綻していない
- 社会経済状況の変化に応じた形のセーフティネット機能を強化
- 長期的な持続可能性をより強固なものに

社会保障の「充実」の全体像



○ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。 *2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

子ども・子育て

医

療

介

護

〇子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- 「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- 社会的養護の充実

など

0.7兆円程度

○医療・介護サービスの提供体制改革

- ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
 - ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期 (リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、 早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
- (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)
- ②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・ 医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括 ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i)医療と介護の連携、ii)生活支援·介護予防の基盤整備
- iii)認知症施策、iv)地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し v)マンパワーの確保等

など

〇難病、小児慢性特定疾患に係る 公平かつ安定的な制度の確立

〇医療・介護保険制度の改革

- ①医療保険制度の財政基盤の安定化
 - ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の 拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する 改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
 - ・協会けんぽに対する国庫補助
- ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
 - ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
 - ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
- ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等
 - ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
 - ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し
- 4)介護給付の重点化・効率化
 - ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し
- ⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化 を併せて実施

年金

〇現行制度の改善

・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

・受給資格期間の短縮 ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、 公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計

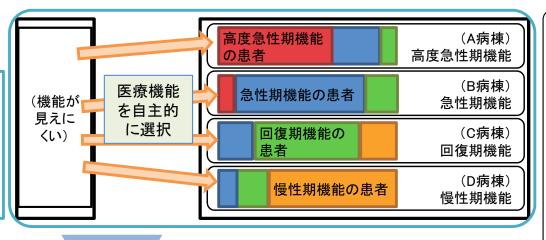
= 2.8兆円程度

※ 消費税財源(満年度ベース)

1/

地域医療構想について

- 〇「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度 中に全都道府県で策定済み。
 - ※「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 〇 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の 医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。

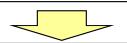


病床機能報告

医療機能の現状と今後の方向を報告(毎年10月)

(「地域医療構想」の内容)

- 1. 2025年の医療需要と病床の必要量
- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療 需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
- 2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、 更なる機能分化を推進 〇 機能分化・連携については、

「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

医療機関

「地域医療構想」の実現に向けた一層の取組

経済財政諮問会議(H30.11.20) 根本臨時議員提出資料

- 2018年度末までの全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成に向け、議論活性化、インセンティブ設定等を実施。
- 2019年度前半に、作成された具体的対応方針を詳細に検証し、着実な実施や地域医療構想実現のために必要な施策を講じる。

2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2年間程度で集中的な検討を促進 具体的対応方針の検証 全ての公立・公的医療機関等の 構想策定完了 具体的対応方針の速やかな策定に向けた取組 具体的対応方針の合意形成 具体的対応方針の実態に応じた推進策を更に充実 PDCAサイクルの着実な実施 地域のビジョンをもとに 具体的対応方針:2025年の医療機能別の病床数の達成に 地域ごとに、2025年時点での 具体的な医療機関ごとのビジョンへ 向けた医療機関ごとの対応方針 機能分化連携のイメージ(奈良県南和構想区域) 病床の必要量を『見える化』 具体的対応方針の議論の状況 公立・公的医療機関等に関する議論の状況 足下の病床機能 医療機能が低下している3つの救急病院を1つの救急病院(急性期) 2025年の ■ 2018年3月末から9月末までに合意 H30年3月末 9月末 と2つの回復期/慢性期病院に再編し、ダウンサイジング (2017年7月現在) 病床必要量 - 合意済 6% 未開始 4% 済みの公立・公的医療機関等の病床数が 計131.9万床 計119.1万床 機能集約化により医師一人当たりの救急受入件数が増え、地域全体 3.1万床から23.6万床(約半数)まで増加 の医療機能の強化、効率化が促進された 未開始 高度急性期 高度急性期 22% 議論継続中 合意済 ■ 取組が遅れている都道府県の状況を把握し、 急性期275床 16.4万床 急性期232床 13.1万床 49% 47% 572床 418床 (13%)2018年度末までに全ての公立・公的医療 議論継続中 (11%)(▲154床) 72% 機関等で合意済みとなるよう取組を推進 急性期 都道府県別の議論の状況 回復期/慢性期90床 ■未開始 ■合意済み(議論終了) 急性期199床 急性期 40.1万床 機能再編 58.3万床 (34%)90% (47%)ダウン 回復期/慢性期96床 急性期98床 サイジング 50% 回復期 30% 37.5万床 (3病院計) 回復期 (31%)医師数 60.8人(1.26倍) 48.4人 15.2万床 年間救急車 (12%)2.086件 4,104件(1.97倍) 受入件数

構想達成のための具体的

推

進策

慢性期

28.4万床

(24%)

.

介護施設、

在宅医療等

約30万人

慢性期

35.0万床

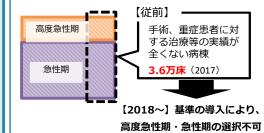
(28%)

休眠等

-7.0万床-

2018年10月病床機能報告に定量的基準 を導入

■ 2018年10月からの病床機能報告において 診療実績に着目した報告がなされるよう 定量的基準を明確化し、実績のない高度 急性期・急性期病棟を適正化



慢性期から介護施設、在宅医療等への移行

- 2017年10月の病床機能報告では、慢性期病棟から1.8万床 が介護施設等へ転換予定と報告。
- 2018年9月末までに4.6千床が介護医療院に転換済み
- 転換支援策により、着実に推進

地域の議論の活性化に向けた方策

- 2018年6月より都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置 (28都道府県設置済)
- 2018年6月より地域医療構想アドバイザーの任命(77名) ・地域医療構想調整会議に参加し、議論が活性化するよう参加者に助言
- 転換事例の分析や好事例の横展開により、着実に推進



在宅医療等

2018年度地域医療介護総合確保基金 (934億円)

- **具体的対応方針**のと りまとめに応じて、 基金を**重点的に配分**
- 病床のダウンサイジ ングに向けた取組を 具体的に推進できる よう、基金事業の対 象を拡大



2019年度は、

更なる基金の重 点的配分を検討

H29.3ドクターヘリ

運用開始

奈良県の南和地域の広域医療提供体制の再構築

発想の契機

- •町立大淀病院
- •県立五條病院
- •国保吉野病院

3つの公立病院(急性期)がそれぞれ 医療を提供



連携内容

医療機能が低下している3つの公立病院を、1つの救急病院(急性期)と2つの地域医療センター(回復期・療養期)に役割分担し、医療提供体制を再構築

12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合で3病院の建設、改修、運営を実施

南和広域医療企業団

回復期・慢性期

吉野病院 改修(H28年4月)





連携

急性期 • 回復期

南奈良総合医療センター 新設(H28年4月)

回復期・慢性期

五條病院 改修(H29年4月)



連携の成果

- ·急性期から慢性期まで**切れ目の無い医療提供体制を構築**
- |·救急搬送受入数 計 5.7件→11.2件/日(H28年度実績)
- |・病床利用率 65.0%→88.8% (H28年度実績)
- へき地診療所との連携強化

(医療情報ネットワークで結び、病院の予約や検査結果の相互利用)

奈良県の南和地域の病院再編による医師確保への効果

再編前

3病院の医師数 (常勤換算) ※全て急性期病院

> 五條病院 25.7 人 大淀病院 13.0 人 吉野病院 9.7 人 (計 48.4人)

(参考)

南和医療圏 人口 78,116人 (2015年) 医師数 107人 (2014年) 人口10万人あたり医師数 137人 (2014年)

再 編 後

集約化のメリット

3病院の医師数 (H29.4.1現在)

(急性期中心)

南奈良総合医療センター

58.2 人

(回復期·慢性期中心) 吉野病院

5.8人

五條病院

3.0人

(計 67.0 人)

集約化による 急性期機能の向上

3病院の医師数計 48.4 人 ⇒ 60.8 人 (H28.4月時点) (1. 26倍)

に対し

救急搬送受け入れ件数 2,086件 ⇒ 4,104件(H28実績) (1.97倍)

症例集積や研修機能の向上による若手医師への魅力向上

- ✓ 専門研修基幹施設(1領域) 総合診療科
- ✓ 専門研修連携施設(12領域) 内科、外科、小児科、整形外科、 救急科、脳神経外科、麻酔科、 皮膚科、病理、形成外科 放射線科、総合診療科
- ✓ 基幹型臨床研修指定病院の指定 申請(H31年度の受入を目指す)

病院の役割の明確化による 医局からの協力

- ✓ 医大医師配置センターから 3病院への派遣人数 (H28,4派遣)
- 要請人数 52人(25診療科)
- 派遣人数 51人(25診療科)

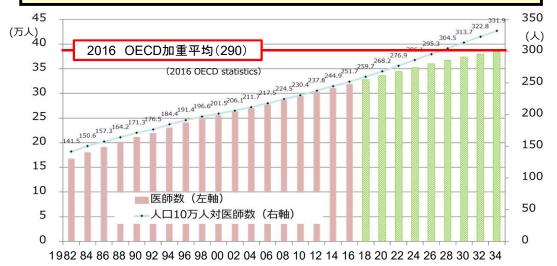
24時間365日の救急体制のために必要な医師数

スケールメリットによる 診療科の増加・強化

- ✓ 再編後に開始した診療科
 - 産婦人科
 - 歯科口腔外科
 - 精神科
 - 救急科
- ✓ 小児科の機能強化
 - 南奈良総合医療センターに 機能集約
 - 小児科救急輪番の充実 輪番日以外にも宿直対応、
 - 夕診、午後診も実施

人口10万人対医師数の推移・将来推計(全国)

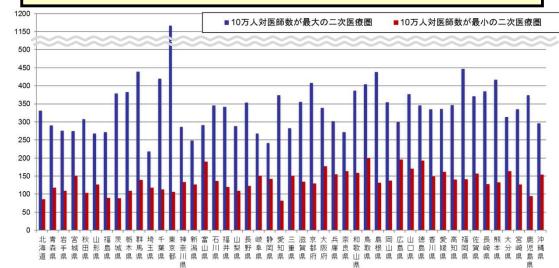
現在の医学部定員数が維持された場合、平成37年(2025年)頃に 人口10万人対医師数がOECD加重平均に達する見込み。



- 2018年(平成30年)以降は、平成14年~平成24年の三師調査及び医籍登録データによる登録後年数別の生残率に基づき、全国 医学部定員が平成29年度と同程度を維持する等の仮定をおいて、平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査による医師数を発射台と して将来の医師数を推計
- 将来人口については、日本の将来推計人口(平成29年推計)(国立社会保障・人口問題研究所

人口10万人対医師数が最大・最小の二次医療圏の比較

都道府県内で人口10万対医師数が最大・最小の二次医療圏を比較した場 合、医師が比較的多い西日本を含め、全国的に地域間の偏在がある。



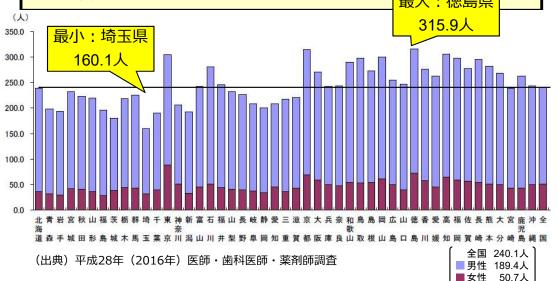
「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」

備考:医師数は、医療施設に従事している医師数

市町村別の人口は、便宜上、「平成29年1月1日住民基本台帳」を用いた。

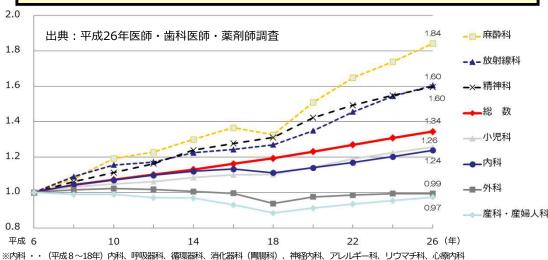
人口10万人対医師数(都道府県別)

平成28年度の医療施設に従事する人口10万対医師数を都道府県(従業 地) 別にみると、徳島県が315.9人と最も多く、次いで京都府314.9 高知県306.0人となっており、埼玉県が160.1人と最も少なく、次 いで、茨城県180.4人、千葉県189.9人となっている



診療科別医師数の推移(平成6年を1.0とした場合)

多くの診療科で医師は増加傾向にあるが、診療科によってばらつきが存 在する。



(平成20~26年) 内科、呼吸器、循環器、消化器、腎臓、糖尿病、血液、感染症、アレルギー、リウマチ、心療内科、神経内科 ~18年) 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、気管食道科、こう門科、小児外科 (平成20~26年) 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科

※平成18年調査から「研修医」という項目が新設された

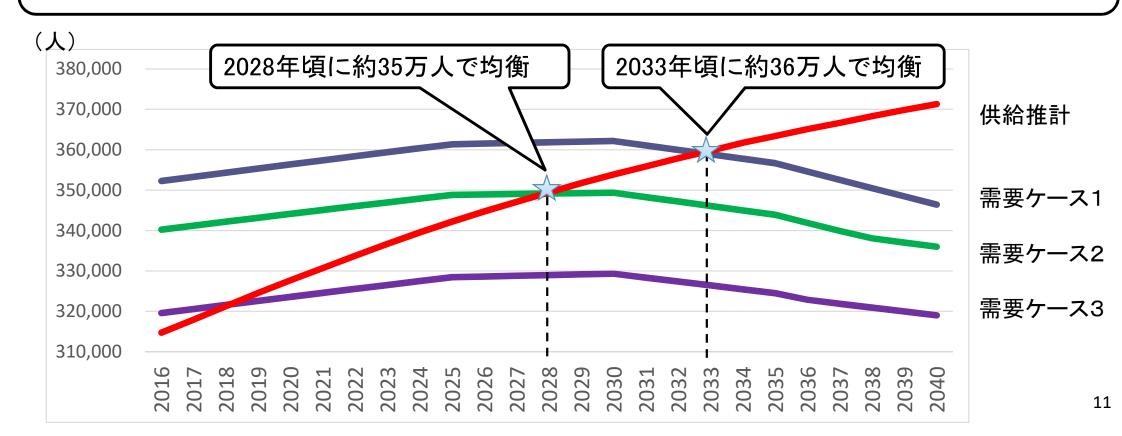
10

医師の需給推計について(案)

医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する等の仮定をおく需要ケース2において、平成32年度(2020年度)医学部入学者が臨床研修を修了すると想定される2028年(平成40年)頃に、労働時間を週55時間程度に制限する等の仮定をおく需要ケース1において、2033年(平成45年)頃に均衡すると推計される。

供給推計 今後の医学部定員を平成30年度(2018年度)の9,419人として推計

- 需要推計 ケース1、ケース2、ケース3について推計※
- ※ 労働時間、業務の効率化、受療率等について幅を持って推計(別紙)
- ※※ 勤務時間を考慮して、全体の平均勤務時間と性年齢階級別の勤務時間の比を仕事率とした



臨床に従事する医師の需要推計において勘案する事項

○ 次の項目について幅を持って推計を行った。

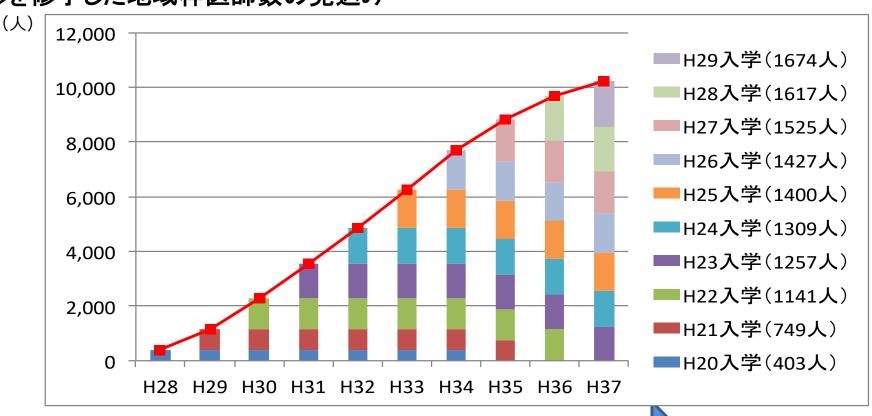
	考え方	ケース1	ケース2	ケース3
①労働時間上 限制限の見 込み方	「医師の働き方改革に関する検討会」の「中間的な論点整理」における意見等における具体的な労働時間上限制限の時間数等が、仮に規制として適用された仮定を行う	週55時間制限	週60時間制限	週80時間制限
②労働時間の 適正化の見 込み方	AI・ICT、IoT等を活用した効率化、医師から他の 職種へのタスク・シフティング等について複数の ケースについて仮定を行う	2016年〜2040年 で7%の業務削 減を見込む※	ケース1の達成 を2.5年程度 (10%)前倒し	ケース1の達成 を5年程度 (20%)前倒し
③精神病床の 入院需要の 年次推移	「患者調査」や「社会医療診療行為別調査」に基 づき、近年の受療動向の推移(変化率)を踏まえ て推計	近年の入院受療率の推移(変化率)の幅を、 0.9~1.1倍にして延伸 (ケース2は、1.0倍)		
④外来需要の 年次推移	「患者調査」や「社会医療診療行為別調査」に基 づき、近年の受療動向の推移(変化率)を踏まえ て推計	近年の外来受療率の推移((変化率)の幅を 0.9~1.1倍にして延伸 (ケース2は、1.0倍)		

^{※ 「}医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)結果等を 踏まえ、医師の業務の 7 %が、タスク・シフティング等によって削減されるものと仮定

臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み

- 平成20年度以降の医学部の臨時定員増等による地域枠での入学者が順次卒業し、臨床研修を 終え、地域医療に従事し始めている。
- 今後、こうした地域枠医師が順次臨床研修を終え、地域医療に従事する医師が増加することに 伴い、地域医療支援センターの派遣調整の対象となる医師の増加が見込まれる。

臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み



今後、地域医療に従事する医師が順次増加

※ 地域枠(地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。)の人数 については、文部科学省医学教育課調べ。

全体の数には様々な条件による地域枠の医師数が含まれているが、ここでは一律に、卒業後9年目まで地域医療に従事する義務があると仮定し、義務年限終了以後は累積人数から除外して、単純に累積医師数を見込んだ。また、留年・中途離脱等は考慮していない。

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関 する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・医学部:都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・臨床研修:臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・専門研修:国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施

を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

<u>5.その他</u>【医療法等】

- ・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・健康保険法等について所要の規定の整備等

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。) 14

医師確保計画を通じた医師偏在対策について

医療従事者の需給に関する検討会 第23回 医師需給分科会(H30.10.24) 資料1(抜粋)

背景

- ・ 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- ・都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

医師の偏在の状況把握

医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客 観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢 構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき 5要素」

- 医療需要(ニーズ)及び 将来の人口・人口構成の変化
- ・患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- ・ 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種別 (区域、診療科、入院/外来)



医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

医師偏在指標

小 下位〇% ⇒医師少数区域

L 上位〇% L ⇒医師多数区域

医療圏の順位 335位 334位 333位

3位 2位

1位



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

全国335医療圏

『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域 から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
 - ・中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元 出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする等

確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終 了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指 標を踏まえて算出する。

目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

- (例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
 - ・地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏 から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣 する調整を行う

都道府県による医師の配置調整のイメージ 医師多数区域 医師が多い地域から少ない地域に医師が配置されるような取組を実施 「大一タに基づき、効果的な 施策立案を実施 施策立案を実施

3年*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)



* 2020年度からの最初の 医師確保計画のみ4年 (医療計画全体の見直 し時期と合わせるため)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行スケジュール 医療従事者の需給に関する検討会 第23回 医師需給分科会(H30.10.24) 資料1(抜粋・一部改変) 2018年度 2020年度 2024年度 施行日 2019年度 2021年度 2022年度 2023年度 2025年度 主要事項のスケジュール 骨太の方針2017に基づく 医療提供体制 見直し時期(※) • 地域医療構想 • 第7次医療計画 第8次医療計画 第7次医療計画 三師調査結果公表 H31.12公表 H35. 12公表 H33.12公表 H37. 12公表 (H30年調査) (H34年調査) (H32年調查) (H36年調査) 主な改正内容 新たな医師の認定制度の 認定制度の開始 H32.4.1施行 創設 指標 医師確保計画 医師確保計画に基づく医師偏在対策の実施 医師確保計画の策定 H31.4.1施行 策定 策定作業 地域医療対策協議会の役 医師確保について協議する場 公布日施行 割の明確化等 事務の追加 地域医療支援事務の追加 公布日施行 H36.4.1 (改正法の施行 日から5年後)を目途 外来医療機能の可視化/ 計画に基づく取組の実施 H31.4.1施行 計画策定作業 に検討を加える 協議会における方針策定 都道府県知事から大学に 地域枠/地元枠の要請の開始 対する地域枠/地元枠増 H31.4.1施行 加の要請 都道府県への臨床研修病 H32.4.1施行 新制度に基づく臨床研修病院・募集定員の指定 院指定権限付与 国から専門医機構等に対 する医師の研修機会確保 に係る要請/国・都道府 公布日施行 要請/事前協議の開始 県に対する専門研修に係 る事前協議 新規開設等の許可申請に 公布日施行 新たな知事権限の運用開始 対する知事権限の追加

※経済・財政再生計画改革工程表 2017改定版(抄) 都道府県の体制・権限の在り方について、地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年の法律改正 で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる。